

**2025（令和7）年度
山形県手話通訳者試験実施要綱**

1 目 的

厚生労働省による手話通訳者養成カリキュラムに対応して、各都道府県・政令指定都市で開催されている手話通訳者養成課程の修了者に対し、全国統一試験を実施することにより、各都道府県・政令指定都市において実施される手話通訳者の認定制度の統一化を図り、もって地域格差をなくすことを目的とします。

2 主 催

山形県

3 実施団体

一般社団法人山形県聴覚障害者協会

4 試 験

（1）試験実施日

2025（令和7）年12月6日（土）午前10時から、全国一斉に実施する。

（2）試験実施場所

山形県聴覚障がい者情報支援センター（山形市小白川町2-3-30）

（3）試験実施方法

手話通訳者全国統一試験に則り、山形県手話通訳者試験を実施する。実施の際は、山形県手話通訳者試験委員会を設置し実施するものとする。

（4）受験対象者

- ① 手話通訳者養成課程修了者
- ② 手話通訳者養成課程修了者と同等の知識及び技術を有する者（但し、手話通訳士の資格取得者は、試験免除とする。）

（5）試験内容

- ① 筆記試験（手話通訳に必要な基礎知識・国語）
- ② 実技試験（場面通訳：読み取り通訳及び聞き取り通訳）

（6）受験方法

- ① 受験を希望する者は令和7年8月1日（金）～9月19日（金）の受付期間内に「2025（令和7）年度山形県手話通訳者試験手引き・申込書」により所定の申込手続きを行うこと。受験申込書は持参するか、郵送するものとする。（FAX、メールでの申込は不可）持参する場合は平日の9:00～16:30まで、郵送する場合は9月19日（金）必着とする。
- ② 受験者は受験票の発行を受け、試験当日持参すること。

（7）受験者数

令和7年度は25人程度とする。

※ 先着順とし、定員になり次第締め切るものとする。

（8）申し込み・問い合わせ・試験手引き・申込書の請求

下記のHPからプリントアウトするか、連絡先にご請求ください。

県聴覚障がい者情報支援センターHP： <http://y-mimi.sakura.ne.jp>

一般社団法人山形県聴覚障害者協会

連絡先 山形市小白川町2-3-30

（T/023-615-3582、F/023-615-3583）

※ なお、天候や災害発生等の状況により中止する場合がございます。

※ この試験は国家試験ではありません。